

令和 8 年 5 月 2 9 日

自転車活用推進本部事務局

自転車活用の目指す姿を新たに示した5カ年計画を策定！

～「第3次自転車活用推進計画」を本日閣議決定～

持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和 12 (2030) 年度までを計画期間とする「第3次自転車活用推進計画」が、本日、閣議決定されました。

1. 概要

(1) 自転車活用推進計画について

自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画です。

昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和 12 年度までの 5 年間の計画期間とする新たな「第3次自転車活用推進計画」を策定しました。

新たな計画のもと、引き続き、関係府省庁が一体となって取り組んでまいります。

(2) 計画改定のポイント

①ビジョンを初めて提示

本計画で初めてビジョンを提示します。

将来にわたって、自転車活用により目指す社会や、自転車が貢献すべき姿について示すものであり、安全・快適に自転車を活用できる環境を実現することで、自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した豊かに暮らせる持続可能な社会を目指すしました。

②目標・施策・措置の充実

ビジョンを支える目標を、現計画の 4 つから 5 つに充実しました。

- ・ 走行環境の整備による良好な利用環境の実現を目標 1、安全で安心な社会の実現を目標 2 とし、自転車活用の基盤として冒頭に位置付け【目標 1・2】
- ・ 地域交通の課題に自転車としても貢献していくため、新しく目標に位置付けたほか、脱炭素社会への貢献も新たに位置付け【目標 3・4】
- ・ 観光について、地域の活性化に貢献することを追加し、引き続き推進【目標 5】

さらに、目標を実現するための具体の取組を位置付ける「施策」・「措置」についても、現計画から内容及び数を充実しました。

2. 閣議決定日

令和 8 年 5 月 2 9 日（金）

お問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 内田、岩淵

電 話 03-5253-8111（内線 38-225、38128）

03-5253-8497（直通）

FAX 03-5253-1622



自転車活用推進本部